

## 2. 施策の基本方向

### (1) 学校管理下の災害

学校管理下の災害発生件数は、今後も、増加傾向をみせながら推移するものと想定される。

従って、学校管理下の災害を防止するため、児童生徒の発達段階に即した安全教育を効果的に行うよう努めるとともに、施設の安全点検を計画的に実施するよう努める。

### (2) 交通事故

交通事故による児童生徒の死傷者数は、今後も、減少傾向をみせながら推移するものと想定される。

従って、交通事故による死傷者数を更に減少させるため、児童生徒の発達段階に応じた交通安全指導の徹底を図るよう努める。

### (3) 水難事故

児童生徒の水難による死亡事故は、最近、減少する傾向にあるが、水泳プールの設置促進や整備等によって、今後、更に減少するものと想定される。

従って、水難事故を防止するため、水泳プールの設置促進、河川での遊泳禁止の徹底を図るよう努めるとともに、児童生徒の発達段階に応じた水泳実技指導の充実を図るよう努める。

## 第4項 学校保健関係職員

### 1. 現状と課題

#### (1) 保健主事

保健主事は、学校教育法施行規則（昭和22年、文部省令第11号）に定められ、学校における保健計画の立案、保健管理・運営を任務としているが、その設置状況をみると、表4-2-3のとおり、中・高等学校及び盲、聾、養護学校においては、全校に設置されており、小学校においても、設置率が99.5%とほとんどの学校に設置されている。

表4-2-3 保健主事の設置状況  
(単位：校、人、%)

学校種別	項目	学校数	保健主事数	設置率
小学校		565	562	99.5
中学校		262	262	100
高等学校		85	85	100
盲、聾、養護学校		9	9	100

注：1. 「保健体育課調査」（昭50）による。  
2. 学校数には、分校を含まない。

#### (2) 養護教員

養護教員の配置状況をみると、図4-2-7のとおり、小・中・高等学校の配置率は、毎年、高くなっている。盲、聾、養護学校の配置率は、昭和50年度において100%となり、全校配置となっている。

小・中学校の配置率が比較的低いのは、小・中学校の小規模校に未配置校が多いためである（「第2章学校教育」における養護教員の項参照）。

小・中学校における養護教員の地域別配置状況をみると、図4-2-8のとおり、小学校においては、南会津、相双、いわき地域の配置率が比較的高い。

中学校においては、県北、県中、県南、相双地域の配置率が比較的高く、会津、いわき地域は県平均をかなり下回っている。